



特許庁特許審査第四部伝送システム 上席審査長

高倉 成男 takakura-shigeo@jpo.go.jp

国際特許戦略

この連載も今月号で4回目です。今回は視野を海外に広げ、特許の国際的側面について最近の動向を紹介することにします。



■「特許は国ごと」が現実

特許権とは、発明の実施を占有する（他者の実施を禁止する）権利ですが、その効力は原則として国外におよびません。日本に特許があっても、外国に特許がなければ、外国ではだれでも自由に発明を実施することができます。逆もまた同様に、外国に特許があっても、日本に特許がなければ、日本国内での発明の実施は自由です。

ここでいう発明の実施には「製造」「販売」だけではなく、「輸入」も含まれます。したがって、権利者の立場としては、外国で特許を持っていなくても、日本に特許があれば、外国産の模倣品の輸入を水際で差止めることは可能です。この場合、訴えは日本の裁判所または税関に対して起こします。

しかし、日本への輸入あるいは日本国内での販売ではなく、外国における製造・販売を抑えたい場合、当該外国における特許を取得し、その権利に基づいて、当該外国の裁判所に訴えを起こすことが必要です。仮に、世界中で権利を行使したいと思えば、世界のすべての国でそれぞれ特許を取ることが必要ということになります。

1つの特許が世界に通じる「世界特許」の夢がいつかは実現するかもしれませんが、国境と言葉の壁は厚く、「特許は国ごと」が現実です。企業はこの現実のもとで、「国際特許戦略」を立てなくてはなりません。どの国に出願するかの決定は、国際特許戦略のすべてではありませんが、重要な部分です。競合品や模倣品の製造国と販売国に出願するのが出願戦略の基本です。この観点で選ばれる重点国はアメリカ、次いで欧州です。最近ではアジアも重視されるようになりました。



■外国出願の2つの方法

どの国に出願するかと同様に、どのような方法で出願するかも重要です。大別すると、2つの方法があります。実務者の専門用語ですが、「パリ・ルート」と「PCTルート」と呼ばれるものです。2つのルートを併用することも可能です。

第1の方法は、日本に出願した後、「優先権」(priority)を主張して、12月以内に外国に出願する方法です(図-1(a))。工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国(2003年4月現在で日本を含めて164カ国)の出願人は、第一国に出願した後、12月以内に、第二国の言語に翻訳し、第一国特許庁による「優先権証明書」(第一国出願の日付等を証明する文書)を添えて、第二国に出願すれば、第二国の特許庁は第一国出願日を基準にして新規性・進歩性を判断することになっています。出願人はいったん自国に出願しておけば、外国出願までに1年間の猶予があるというわけです。これを「パリ・ルート」の出願といいます。「優先権出願」ということもあります。

第2の方法として、特許協力条約(PCT)の加盟国(2003年4月現在で日本を含めて120カ国)の出願人は、「PCTルート」と呼ばれる手続を利用することができます(図-1(b))。この手続を簡単に説明すると、出願人はPCTに基づいて、所定の言語で1件の国際出願を作成し、受理官庁に出願します(日本の出願人の場合、日本語で書いて、日本特許庁に出願することができます)。次に、国際調査機関(日本語の国際出願の場合、日本特許庁)が国際出願の発明に関連する先行技術文献を広く調査(サーチ)し、サーチレポートを作成します。出願人はサーチレポートを見た上で、「行ける」と判断すれば、国際出願の日(図-1(c))のように優先権を主張して国際出願をした場合、基礎出願の日)から最長30月以内に、特許を求める国に翻訳書類(国内出願)を提出します。その国内出願は各国において国際出願の日(または基礎

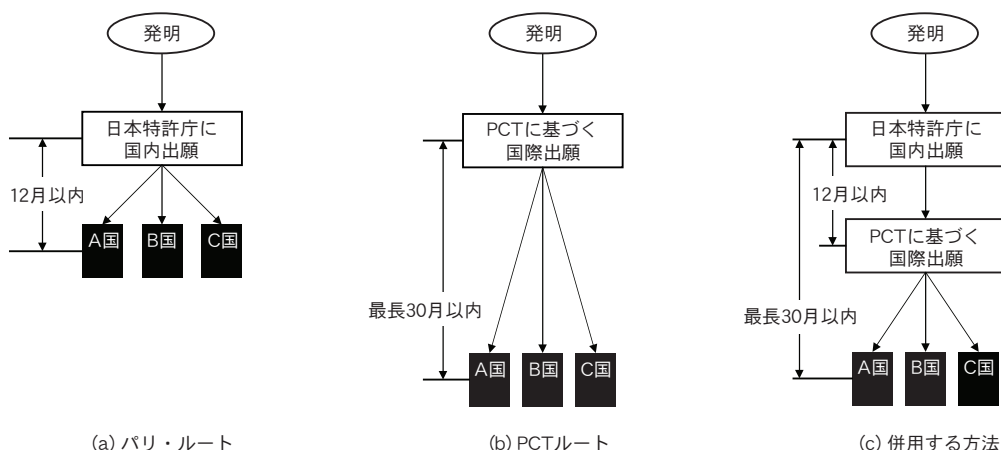


図-1 日本から外国に特許出願をする代表的な方法

出願の日)に出願されたものとして扱われます。

2つを比較すると、PCTルートでは国際出願手数料(約20万円)が余分にかかりますが、①各国に出願する前にサーチレポートが手に入る、②各国の出願までに最長30月の猶予がある、③各国の出願の審査請求料が減額されるなどのメリットがあります。このため、多くの国について出願日を確保した上で、実際に各国に出願する(翻訳する)かどうかは事業展開の可能性などを見きわめた上で判断したいというような場合、PCTを使うのが便利です。

以上のルートとは別に、欧州特許条約の加盟国27カ国(2003年4月現在)については、欧州特許庁(EPO)に出願することにより、この地域でまとめて特許を取ることができます。出願人は自国出願を優先権の基礎にして、パリ・ルートでEPO出願をすることができます。また、PCTルートを通じてEPO出願をすることもできます。



■日本発の外国出願の動向

前述したように、パリ・ルートの外国出願を行うには、1件ごとに1通の優先権証明書が必要です。したがって、優先権証明書の作成状況を分析することにより、パリ・ルートの外国出願の動向を把握することができます。昨年、日本特許庁が出願人の依頼に応じて作成した優先権証明書は、出願先別にみると、①アメリカ(4.6万件)、②EPO(2.8万件)、③PCT(1.6万件)、④中国(1.5万件)、⑤台湾(1.4万件)、⑥韓国(1.1万件)という状況です。その他の国の分も含めた総計は約14万件で、こ

れは前年に比べて、約20%の増加でした。

また、日本特許庁が昨年受理したPCT出願(日本語の国際出願)は約1.4万件で、対前年比19%増と、パリ・ルートとはほぼ同様の増加率を示しています。

国別では、アメリカ宛ての優先権証明書が前年に比べて5千件減少していますが、他方で、PCTルートの対アメリカ出願が増加し、対アメリカ出願は全体として増加しています。中国については、優先権証明書が前年に比べて4千件増加し、加えて、PCTルートの対中国出願も増加しているため、対中国出願は全体として大幅に増加しています。

次に、日本の出願構造の特徴を見るために、国内外の特許取得件数をアメリカの場合と比較してみると、1999年に日本の出願人が国内で取った特許の数は13.4万件、外国で取った特許の総数は8.4万件。これに対して、アメリカの出願人が国内で取った特許の数は8.4万件、外国で取った特許の総数は11.3万件でした。

日本の出願人が外国で取った特許の数が8.4万件というのはそれほど小さい数字ではありませんが、国内特許の数に対する国外特許の数の割合(63%)がアメリカの出願人の場合(135%)に比べて小さいのが日本の出願人の特徴です。要するに、日本企業は国内にはたくさん出願するが、その割に外国出願が少ないということです。

今後、日本の製造業の現地進出がさらに進むにつれて、日本発の外国出願も自然と増加していくと思われますが、国際競争力を高めるためには意識的に外国出願を増やしていくという戦略が必要です。産学連携を通じて独創的な研究成果を生み出すことが期待されている大学にも同様の特許戦略が求められるところです。

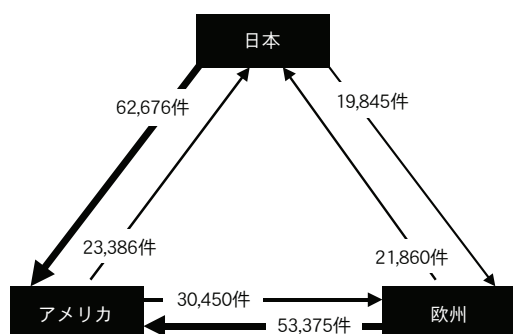


図-2 日米欧三極間の出願件数（2001年）
 （出所：特許行政年次報告書 2002年版（特許庁）第22頁）

■国際協議の動向

1980年代以降、経済活動のグローバル化とともに、外国出願の件数は世界的に増加しています。これに伴い、出願人の出願コストが増加し、各国特許庁の審査負担も増大しています。こうした問題点を解決するため、各国の特許庁は、世界知的所有権機関（WIPO）や世界貿易機関（WTO）あるいは日米欧の三極会合の場でルールづくりや国際協力を進めています。

こうした国際協議に政府としてどう取り組むかは、国の「国際特許戦略」といっていいでしょう。詳しい戦略論は他の機会に譲ることとして、ここでは、国際協議に関する最近の動きを簡単に紹介しておきましょう。

第1に、「各国の特許制度がバラバラ」という問題に対処するために、WIPOでは各国の特許制度を調和するためのルールづくりを進めてきました。1980年代の半ばに交渉がスタートし、一時の中断を経て、2000年6月、ようやく特許出願の手続面の国際調和を実現することを目的とした「特許法条約」が成立しました。

次の課題は、特許要件など実体面の国際調和を目指した新条約の制定です。同じ発明について2つの出願があるとき、先に出願した者に特許を与えることを「先願主義」、先に発明した者に特許を与えることを「先発明主義」といいますが、新条約交渉の争点の1つは、アメリカが日欧など世界の大多数が採用している「先願主義」への転換を受け入れるかどうかです。

第2に、「出願コストの増加」と「特許庁の審査負担の増大」という問題に対処するため、三極特許庁は審査結果の相互利用について協力を進めています。たとえば、2001年の統計で、日本からアメリカに6.3万件、アメリカから日本に2.3万件の出願が出されています（図-2）。

ほぼ同数の基礎出願が本国に出されていますので、日米はこれらの出願については重複した審査をすることになります。日欧・米欧の間でも同様のことがいえるでしょう。こうした共通出願は、一国の審査結果を他国に提供することにより、互いに審査負担を少なくすることができますはずです。三極は今年から試行プロジェクトを始めたところです。

三極はまたバイオテクノロジーやIT分野など、新領域分野における特許審査の運用の国際調和を進めています。ビジネス方法関連発明の審査基準について、三極が共通の理解に達したのは1つの成果でした。

第3に、1986年、ガット（現WTO）では途上国の知的財産の保護レベルを引き上げることを目的としたルールづくりを開始し、1994年、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）を制定しました。医薬を特許対象にするかどうか論点の1つでしたが、途上国に一定の準備期間（2005年1月までに国内法を改正）を与えることを条件に、すべての国が医薬を特許対象にすることで合意に達しました。

しかし、2001年のドーハWTO総会の前後から、医薬特許に関する論争が再燃しています。エイズ禍など国家の緊急事態に対処するために、政府が特許権者の意に反して国内業者等に特許を自由に使用させること（強制実施権の設定）はTRIPS協定上認められていますが、その適用範囲をエイズ対策の場合に限るのか、それとも他の疾病の場合にまで拡大することを認めるかについて、先進国（特にアメリカ）と途上国の間で意見が対立しています。

■今後の重点課題

国際特許戦略の狙いは、企業のレベルでも、国の政策としても、「国際競争力の強化」ということです。そのための重点課題は、外国で特許を取るためのコストの削減と、海外模倣品対策の強化の2点です。

日本経済の低迷が懸念されていますが、逆に、こういう時代だからこそ、研究開発と技術革新はますます活発化することが予見されます。これに伴い、特許活動もさらに活発化することでしょう。こうした流れの中、日本企業はこれまでの「数」重視の特許戦略から、選択と集中の方針に基づく「質」重視の特許戦略に転換することが求められています。同時に、政府はこうした企業の戦略転換を支援するための制度改正が必要です。特に、企



業が海外出願コストを削減し、メリハリのある国際戦略を展開することができるよう、国際協調システム（各国の制度・運用の調和、PCTの簡素化、審査結果の相互活用など）を整えることは政府の喫緊の課題です。

また、日本企業の現地進出、ノウハウの移転等に伴い、途上国の企業の生産能力が格段に向上しています。海外の模倣品問題は、商標権の侵害から特許権の侵害に高度化しています。粗悪品に日本ブランドをつける段階から、

高品質のコピー商品を自社ブランドで生産し、輸出する段階に移行しているということです。途上国の経済発展自体は日本にとってもプラスですが、特許権の侵害問題は放置してはなりません。この問題の解決には企業の自助努力が大切ですが、政府としても、WTOや二国間協議の場などで、国際ルールに即した取締りの強化を相手国政府に求めていくことが必要です。

(平成15年5月21日受付)

ぱつと、一息。

《世界知的所有権機関とパリ条約・PCTの関係》

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization, WIPO）とは、特許、商標、著作権など知的財産権の保護を世界的レベルで促進すること、知的財産権に関する条約を管理することの2つを目的とする国連専門機関です。2003年4月現在、179カ国が加盟しています。本部事務局はジュネーブにあります。余談ですが、本部事務局には多数の日本特許庁職員が向出し、国際公務員として活躍しています。

WIPOとパリ条約や特許協力条約（PCT）の関係は、簡単にいえば、WIPOは国際機関、パリ条約やPCTはWIPOが管理する条約という関係です。WIPOが管理している条約は20以上ありますが、中でもパリ条約とPCTは重要な条約です。

パリ条約は、特許、意匠、商標など工業所有権に関するルールを定めています。この条約が定めている基本ルールを3つ挙げると、第1に、「優先権」。これについては本文で説明しましたが、外国に特許出願する場合、出願人に12月の猶予が認められることがポイントです。第2に、「内国民待遇」。これは「各同盟国は他の同盟国の国民を自国民と同様に扱う」ということです。たとえば、外国人だけに通常の出願料金の2倍を課すというのは内国民待遇違反です。第3に、「独立の原則」。1つの発明について、複数の国に出願をした場合、その権利は互いに独立であることをいいます。

PCTは、パリ条約の加盟国の間で締結された取極めです。PCTの加盟国の国民はPCTに基づく国際出願を通じて他のPCT加盟国で特許を取ることができます。複数の国に出願する場合でも最初は1つの国際出願ですむために、出願人にメリットがあります。大雑把な計算では、3カ国以下の国に出願するときはパリ・ルートでよく、4カ国以上ではPCTを使う方が有利といわれています。

PCT出願の数は毎年10～20%の伸び率で増加を続けています。これに伴い、WIPOの収入も急速に増加しています。WIPOの総収入は年間約150億円ですが、その7割をPCTに関する手数料収入（約100億円）が占めています。このシェアは今後、さらに高まるでしょう。それだけに、PCTシステムの運営の失敗がWIPOの財政を揺るがすリスクを高めることにもなります。PCTシステムの改善に向けた作業は、WIPOにおける当面の最大の懸案事項といっているでしょう。

WIPOとWTO（世界貿易機関）の関係、あるいはパリ条約とTRIPS協定の関係など国際問題一般についてさらに関心のある読者は、たとえば、高倉成男著『知的財産法制と国際政策』（有斐閣）などを参照してください。

《サイバースペースの特許権侵害》

インターネットに国境はありません。他方で、特許は国ごとが原則です。このため、インターネット上の発明の実施に関して国際的な争いが起きたとき、さまざまな法律問題が生じてきます。たとえば、あるビジネス方法の発明がアメリカで特許されていると仮定してください。日本企業が日本に特許がないことに安心して、その発明と同一のビジネスを国内で始めたとした、特許権者はインターネットがアメリカのユーザ端末にも接続されていることを理由にアメリカ特許の侵害であると主張して、事業の差止めを求める可能性があります。この場合、次のような法律問題が生じます。

第1は、この事件をどの国の裁判所が取り扱うかという問題（国際裁判管轄権）です。第2は、その裁判所はどの国のどの法（特許法またはその他の法）に基づいて裁判をするかという問題（準拠法）です。第3は、準拠法とされた特許法等は国境を超えた発明の実施（サーバとユーザ端末が異なる国にある場合）をどう取り扱っているかという法解釈の問題です。

一般に、私人間の争いに関する国際裁判管轄権と準拠法の問題を「国際私法」の問題といいますが、こうした問題は、たとえば、日本に在住するアメリカ人の夫と中国人の妻との離婚訴訟のように、ごく頻繁に生じる一般問題であって、各国には関連する国内法（我が国では民事訴訟法と法例）が整備されています。

ここで、ポイントは、裁判管轄権と準拠法は、各国の裁判所が各国の国内法に基づいて決定する問題であるということです。このため、同一事件について複数の国の裁判所が管轄権を肯定するという事態が生じることがあります。そういうことがないように、各国の国際私法を統一することを目的として、現在、ハーグ国際私法会議では「民事および商事に関する裁判管轄権および外国判決に関する条約」（ハーグ新条約）の締結に向けた努力が続けられています。

しかし、ハーグ新条約に関する交渉では、「特許に関する争いはその特許を付与した国の裁判所のみ管轄があるとする（専属管轄）」かどうかなど、知的財産権に関する主要条項について、まだ合意が形成されていません。また、インターネット上の国境を超えた発明の実施をどう取り扱うかについては、ハーグ新条約草案には何の規定もありません。

要するに、サイバースペースの特許権侵害問題については、国際ルールがないというのが現実です。今後、政府としては、ハーグ新条約交渉の進展を見きわめつつ、WIPOなどの場で必要な検討作業を始める必要があるでしょう。

「ぱつと、一息」で扱うには少々重いトピックでしたが、もっと勉強してみたいと思った方は、たとえば、(財)ソフトウェア情報センター (<http://www.softic.or.jp>) の「2001年国際シンポジウム議事録」などにアクセスしてみてください。